

ブロック塀等 撤去助成

その塀、安全ですか？

最大 **25** 万円

一定の条件を満たしたブロック塀等の
撤去工事費用の全部又は一部を助成



スポーツと人情が熱いまち

江東区



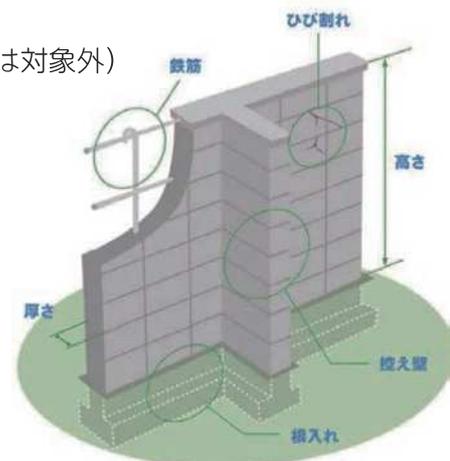
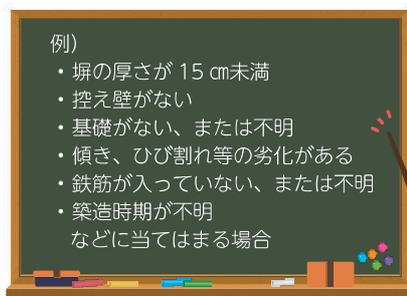
1 目的

倒壊の危険性のあるブロック塀等の撤去費用を助成することにより、ブロック塀等の撤去を促進し、地震時における道路通行人の安全性の向上を図ります。

2 対象となるブロック塀等

補強コンクリートブロック造の塀、組積造の塀、万年塀、これらに類する構造の塀で、次の要件を全て満たすもの

- ① 道路(※)に面していること (隣地境界にあるものは対象外)
(※)建築基準法 第42条に規定する道路
- ② 地面からの高さが1.2メートル以上であること
- ③ 安全性を確認できないこと



図出典：国土交通省ホームページ「ブロック塀の安全対策について」
<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/blockshei>

3 申請できる方

(1) 対象となるブロック塀等を所有し、対象部分の**全部撤去**工事を実施しようとする個人又は法人で、次の要件を全て満たしていること

- ① ブロック塀等の存する敷地又は敷地内の建物を所有していること
- ② 住民税又は法人住民税を滞納していないこと

(2) 対象となるブロック塀等を管理し、対象部分の**全部撤去**工事を実施しようとするマンション管理組合

<申請することができない方>

次のいずれかに該当する方は申請をすることができません

- ① 建築物の解体工事に伴い、対象ブロック塀等を撤去しようとする方
- ② 以下の助成制度を利用して対象ブロック塀等の撤去工事費に係る助成を受けようとする方
「江東区老朽建築物除却助成」「江東区細街路拡幅整備に伴う助成」
- ③ 以下の助成制度を利用して対象ブロック塀等の撤去工事費に係る助成を受けようとする方又は受けた方
「江東区みどりのまちなみ緑化助成」
- ④ この助成を受けて撤去したブロック塀等と同一場所に再度設置したブロック塀等の撤去工事費に係る助成を受けようとする方



4 助成額

助成割合	助成限度額
ブロック塀等の撤去に要する費用の 10 / 10	25万円

(千円未満切り捨て)

※予算範囲内での交付につき、年度途中で締め切らせていただく場合もございます

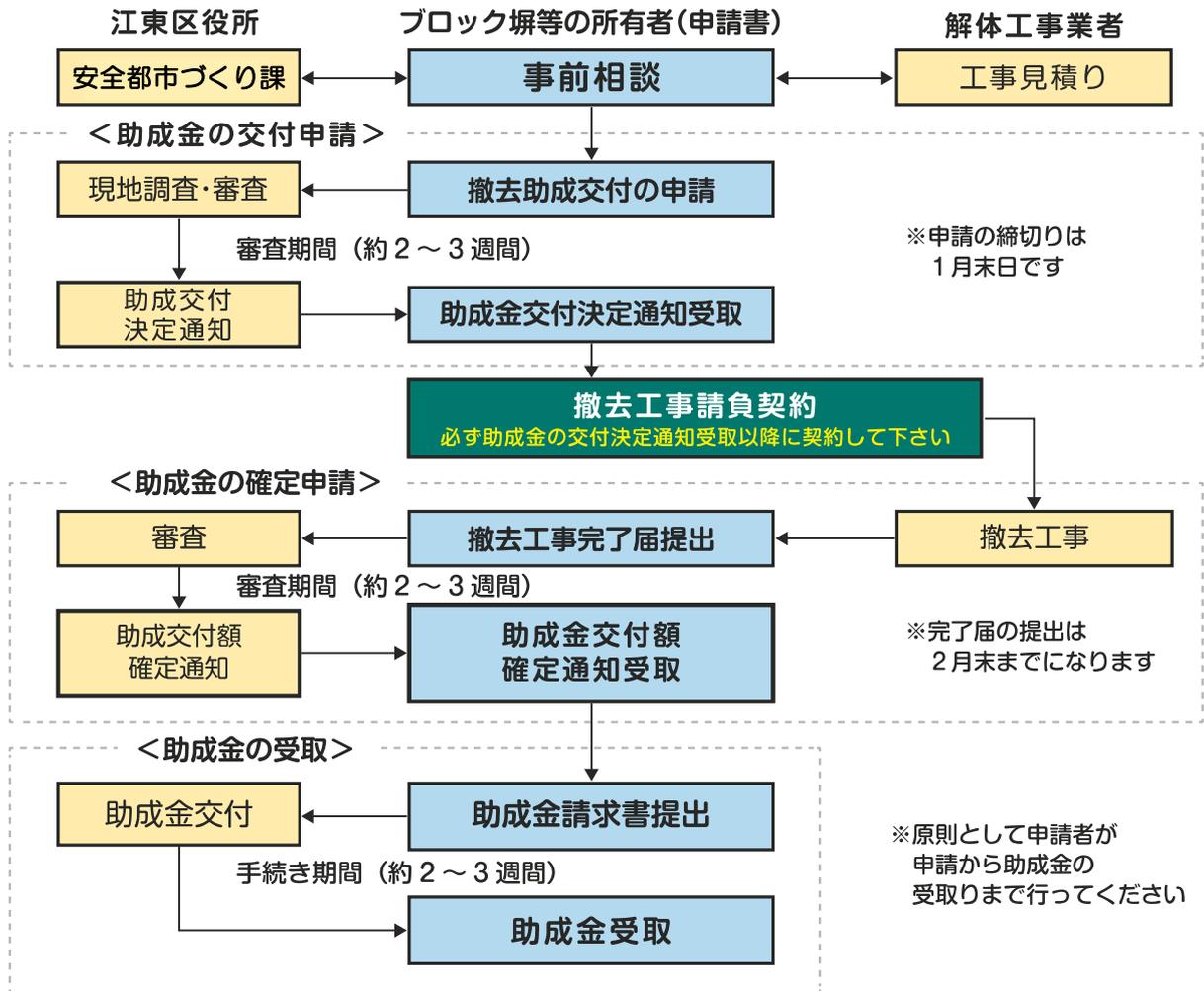
■ 助成対象は、次に掲げるものとします

- ・対象となるブロック塀等の撤去費（基礎含む）、処分費、運搬費、諸経費等

■ 次に掲げるものは、助成対象外です

- ・地中障害物撤去費、隣地境界にある部分のブロック塀等の撤去工事費等

5 助成手続きのながれ



6

必要書類

交付申請時

- ① ブロック塀等撤去助成金交付申請書（第1号様式）
- ② 案内図（塀の存する土地の位置を示すもの）
- ③ 現況図（塀の位置、長さ、高さ、構造、撤去範囲を明記。簡易なもので可。）
- ④ 撤去工事着手前の写真（塀を三方向以上から撮影したもので、全景が分かるもの）
- ⑤ ブロック塀等の安全性チェックリスト（参考様式あり）
- ⑥ 撤去工事に係る見積書（写しでも可、内訳の分かるもの、社印が押してあるもの）
- ⑦ 申請者の住民税納税証明書（未納が無いことを確認できるもの）
又は非課税証明書
- ⑧ 全部事項証明書（土地・建物、3ヶ月以内に発行された原本）
- ⑨ 履歴事項全部証明書（申請者が法人の場合）
- ⑩ 所有者全員の承諾書（共有者がいる場合に限る）
- ⑪ 委任状（手続き委任する場合に限る）
- ⑫ 撤去工事实施を集会で決議したことが確認できる書類（申請者が管理組合の場合に限る）
※⑦・⑧は申請者が管理組合の場合は不要



完了届時

- ① ブロック塀等撤去工事完了届（第9号様式）
- ② 撤去工事の契約書の写し（又は契約内容を記載した書面）
- ③ 撤去工事の領収書の写し
- ④ 撤去工事完了後の写真（着手前のものとほぼ同位置から撮影したもの）



助成金の受取

- ① ブロック塀等撤去助成金請求書兼口座振替依頼書（第11号様式）
- ② 通帳の写し（支店名・口座番号の掲載されているページ）

問い合わせ

江東区都市整備部 安全都市づくり課安全都市づくり係

〒135-8383 江東区東陽四丁目 11 番 28 号

江東区役所 5 階

TEL : 03-3647-9764 FAX : 03-3647-9009

E-mail : antoshi@city.koto.lg.jp

